

令和7年度

滋賀県アートコラボレーション事業

おうみ狂言図鑑部門

(再募集)

募 集 要 項



「滋賀県アートコラボレーション事業」のロゴマーク



「文化で滋賀を元気に!」のロゴマーク

(公財)びわ湖芸術文化財団 地域創造部

# 令和7年度滋賀県アートコラボレーション事業

## おうみ狂言図鑑部門

### 募集要項（再募集）

#### 1 はじめに

（公財）びわ湖芸術文化財団（以下「財団」という。）は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、滋賀県立文化産業交流会館の運営とならんで、県内全域の文化振興に取り組んでいます。滋賀県コラボレーション事業では、市町文化施設や文化活動者との連携・協働を図りながら、多様な芸術の鑑賞機会の提供・県民の多様な文化芸術創造活動の支援を行っています。財団からの提案事業「おうみ狂言図鑑」を財団と連携協働していただける県内ホールを募集します。

#### 2 協働対象者

県内の文化ホールの設置者および運営者（以下、「協働相手先」という。）とします。

#### 3 提案事業 事業名「おうみ狂言図鑑」

##### （1）企画趣旨・目的

財団と県内の文化ホールが連携し、互いが培ってきた知識や技術を共有し、企画立案・制作能力を高めることを目的とします。また、厳しい財政状況のなか、財団と協働相手先が予算を有効に執行することにより、効率的で質の高い作品制作を目指します。

本県における狂言の歴史は、中世の近江猿楽からはじまり、彦根城主であった大老・井伊直弼がこよなく愛した芸能として開花しました。大蔵流狂言の茂山家は、彦根城の井伊家に仕えた狂言師です。現代にも通じる狂言の「風刺的な笑い」と日本の歴史の中で様々な文化を育んできた「近江」の魅力を発信するとともに、県民の皆様に古典芸能に親しんでいただきます。

##### （2）公演概要

- 狂言解説
- 古典作品(2題)
- 新作狂言(1題)
- 出演(予定) 大蔵流狂言 茂山千五郎家

##### （3）事業実施期間

令和7年(2025年)12月6日(土)から令和8年(2026年)3月8日(日)まで

##### （4）チケット代

チケット代については、以下の通り、設定します。  
一般 2,500円、青少年(24歳以下)1,000円 ※当日券は500円増

##### （5）主催

公益財団法人びわ湖芸術文化財団、協働相手先  
※協働相手先とは、指定管理を受けている団体名、所轄の市町名または応募した団体名  
※表記は上記の順とします。

##### （6）禁止事項

本事業は、他の公募の助成金と併用申請はできません。

(7) そのほか

広く鑑賞者・参加者を募るため、可能な範囲でアクセシビリティ向上の工夫を行ってください。

例) 車椅子席の案内、窓口の筆談対応など

アクセシビリティとは……

直訳すると「接近する」・「利用する」の意味。今まで文化ホールに足を運ぶことに対し、障害を持っていた人（障害者、外国語話者、乳幼児等）が、障害のない人と同様の体験、同様の水準でサービスを楽しめるようにすること

## 4 協働方法

(1) 業務の分担

当該事業の実施にかかる業務は、財団と協働相手先が、そのノウハウを共有し業務を分担して取り組む協働（協力・分業）体制とします。具体的には、新作狂言の題材のアイデア出し、チラシ・パンフレットなどの印刷物作成、関連企画の実施などを協働で行います。また、おうみ狂言図鑑の開催ホール同士が相互に、公演当日の運営を手伝います。

(2) 会計

①経費分担

協働相手先の経費負担額は、1公演あたり **70万円**とします。

※負担額は@2,500円×280枚で相殺できる額として算出しています。

事業全体の実施費用は、財団が負担しますが、次の経費は協働相手先が負担することとします。

- ・施設および付帯設備の使用料
- ・事務および技術職員の人件費（演出プランを伴う舞台技術業務委託を除く）
- ・チケット販売にかかる手数料
- ・ケータリングおよび弁当などの食糧費
- ・協働相手先独自の広告および印刷物にかかる費用
- ・駐車場警備にかかる費用
- ・所作台の貸借および運搬にかかる費用
- ・職員旅費
- ・振込手数料

②収入分配

当該事業実施の結果得られた入場料は、すべて協働相手先の収入とします。

③会計事務

会計処理は、財団で行い、事業終了後、協働相手先に収支決算を報告し、経費負担分を協働相手先に請求します。

## 5 申込書の提出

### (1) 提出方法

申込書に必要な書類を添付のうえ、郵送(特定記録郵便)により提出してください。封筒には「おうみ狂言図鑑申込書在中」と朱記してください。

- ①申込書は、片面印刷としてください(申込者印必要)。
  - ②提出いただいた申込書等は返却しません。
  - ③申込書(様式 1-2)
  - ④各様式入力後のデータを別途電子メールによりお送りください(押印不要)。
- ※申込書の様式は、財団地域創造部ホームページからダウンロードできます。

<https://www.biwako-arts.or.jp/rd/>

### (2) 提出期限

**令和6年11月30日(土)まで(必着)** ※特定記録郵便で郵送

## 6 選定方法および採択予定数

財団に設置する選定委員会が書類審査のうえ、協働相手先を決定します。  
令和6年度の協働相手先は、**最大3箇所**の予定です。

## 7 決定通知

令和6年12月中旬に内定通知書を、令和7年4月に決定通知書を送付します。

## 8 提出先および問合せ先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内  
公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部(担当:眞島)  
TEL:077-523-7146 FAX:077-523-7147  
Eメール c-souzou@biwako-arts.or.jp  
※ 火曜休(祝日の場合は翌日休み) 〈受付時間〉9:00~17:00

## 9 おうみ狂言図鑑事業制作会議の設置

選定された協働相手先の担当者と財団担当者による事業制作会議を設置し、業務分担の他協力体制を整え、作品選定や演出、機材の調達・調整、広報、進捗状況の確認、最終の結果報告などを行います。会議は4回程度行い、各担当者は出席が必須となります。

## 10 その他

- (1) 決定後であっても事業計画が履行されない場合、また、公序良俗に反する行為があった場合などは決定を取り消すことがあります。その場合の責任は協働相手先が負うこととします。
- (2) 印刷物には、「滋賀県アートコラボレーション事業」、「文化で滋賀を元気に！」のロゴマークおよび、「この事業は〇〇〇(協働相手先)と(公財)びわ湖芸術文化財団が協働して実施しています。」の表記を必ず入れることとします。
- (3) 指定団体の所在地、代表者等の変更があった場合は、速やかに財団あて連絡願います。
- (4) 滋賀県芸術文化祭期間中に開催する事業は、芸術文化祭に参加することとします。

【これまでの「おうみ狂言図鑑」コレクション】

- Vol.1 鮎ずしの憂うつ (2011) 作：土田英生
- Vol.2 信楽たぬきの変身 (2012) 作：藤井組
- Vol.3 続・鮎ずしの憂うつ～でっち羊羹の陰謀～ (2013) 作：大和屋かほる
- Vol.4 安土城ひみつ会議 (2014) 作：三千院高穂
- Vol.5 MUKADE (2015) 作：三千院高穂
- Vol.6 おうみのおかげ (2016) 作：わかぎえふ
- Vol.7 ニンジャカジャと大名、そしてちょっとタロウカジャ (2017) 作：茂山童司
- Vol.8 Ooh,Namazul!? (2018) 作：茂山童司
- Vol.9 HOTAL・HOTEL (2019) 作：茂山童司
- Vol.10 いそがばまわれ (2021) 作：茂山逸平
- Vol.11 聖問答 (2022) 作：堀越 涼 (あやめ十八番)
- Vol.12 琵琶姫 (2023) 作：小佐田定雄
- Vol.13 七道具 (2024) 作：小佐田定雄
- Vol.14 新作制作中 (2025)

※これまでの「おうみ狂言図鑑コレクション」を上演したい場合や、ホール以外(神社の能舞台等)で上演を希望する場合は、別途、ご相談ください。